

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一部臨時休業について）

県立学校教育課

1 概要

県立学校における一部臨時休業について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年8月10日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により決定したので、同条第2項の規定により報告する。

2 一部臨時休業の理由等

- (1) 県独自の緊急事態宣言が発出されたことを受け、県立学校においては、一部の県立学校の時差登校並びに短縮授業を通知した。
- (2) さらにその後、県内の新規感染者数の増加が顕著であったことから、地域の感染レベルを踏まえ、一部の県立学校を臨時休業とした。
- (3) 高校3年生は、進学、就職を控えた大切な時期であり、学習の保障が極めて重要であることから、万全な感染症対策を講じた上で、原則、時差登校並びに短縮授業とした。

3 一部臨時休業の対象や実施期間等

(1) 対象校

ア 県立高等学校

辺土名高校、北山高校、本部高校、名護高校、北部農林高校、名護商工高校、久米島高校、八重山高校、八重山農林高校、八重山商工高校を除く県立高等学校の1、2年生を臨時休業とする。

イ 県立特別支援学校は原則、全学年臨時休業とする。

ウ 県立中学校は全学年臨時休業とする。

(2) 実施期間

臨時休業の実施期間は、令和2年8月12日(水)から8月16日(日)までの間とする。
8月17日以降の対応については、今後の感染状況に応じて、必要な措置を講ずる。

※ 小中学校については、設置者である市町村教育委員会へ県の対応を周知するとともに、地域や学校の実情を踏まえ、適切に対応するよう依頼した。

4 添付資料

- (1) 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一部臨時休業について（通知）
- (2) 県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策と臨時休業中の家庭における感染症対策等について（令和2年8月10日時点）

教県第 744 号
令和2年8月 10 日

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一部臨時休業について(通知)

県独自の緊急事態宣言が発出されたことを受け、県立学校においては、感染症対策と学びの保障の両立を図るため、教県第708号により、分散登校は行わず、一部の県立学校の時差登校並びに短縮授業とする旨通知したところです。

しかしながら、本県における感染者数の増加は顕著であることから、県内の感染拡大防止を図るため、教保第803号による地域の感染レベルを踏まえ、下記のとおり**一部臨時休業**を実施いたします。ただし、高校3年生は、進学、就職を控えた大切な時期であり、学びの保障が極めて重要であることから、万全な感染症対策を講じた上で、原則、時差登校並びに短縮授業とします。

については職員、幼児児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、8月17日以降の対応については、改めて通知いたします。

記

1 臨時休業の実施期間

令和2年8月12日(水)～令和2年8月16日(日)

※ 8月11日(火)は登校後、臨時休業期間や家庭学習等に関する説明を行い、速やかに下校させること。

2 臨時休業の対象等

- (1) 県立高等学校は1、2年生(下記※に記す高校を除く)とする。
- (2) 県立特別支援学校は原則、全学年とする。
- (3) 県立中学校は全学年とする。

※通常登校となる学校

辺土名高校、名護高校、北部農林高校、名護商工高校、北山高校、本部高校、久米島高校、八重山高校、八重山農林高校、八重山商工高校

3 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

障害のある幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが、利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

4 学習指導への対応

休業中の幼児児童生徒に対しては、学習課題を提示し、学習の継続を図ること。

教保第803号
令和2年8月10日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策と臨時休業中の
家庭における感染症対策等について（令和2年8月10日時点）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
令和2年8月3日付け教保第776号にて8月16日までの県立学校における地域の感染レベルに
ついて示したところですが、しかしながら、本県における感染者数の増加は顕著であることから、
地域の感染レベルを下記のとおり変更いたします。

については、各学校においては、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令
和2年7月21日版）」に基づき、適切な学校運営及び感染症対策をお願いいたします。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応の変更等、改めて通知します。

市町村教育委員会及び教育事務所におかれましては、本件について御承知おきください。

記

【地域の感染レベルについて】

令和2年8月10日時点の県立学校の地域の感染レベルは下記のとおりとします。

※ 学校運営については、県立学校教育課から発出される文書（教保第744号令和2年8月
10日付け）を御確認ください。

※ レベル3²・3¹の学校における部活動等（早朝練習、自主練習を含む）については、
当面の間、控えてください。

地域の感染 レベル	県立学校名
レベル3 ² 45校	宜野座・那覇国際・首里・首里東・那覇・真和志・小禄・那覇西・沖工 那商・泊・那覇特・浦添・陽明・浦工・那工・浦商・大平特・陽明高支 鏡が丘特・鏡特浦分・西原・森川特・知念・豊見城・豊見城南・南農・糸満 沖水・西崎特・開邦・南風原・沖盲・南風原高支・開邦中・向陽・南工 南商・島尻特・や高支・宮古・伊良部・宮工・宮総・宮古特
レベル3 ¹ 26校	石川・前原・与勝・具志川・中農・具商・冲高特・中農高支・与勝緑中 美里・コザ・球陽・美来工・美工・美咲特・泡瀬特・球陽中・読谷・嘉手納 普天間・宜野湾・中商・北谷・北中城・沖ろう・美咲はなさき
レベル2 ¹ 13校	辺土名・名護・北農・名商工・名護特・桜野特・北山・本部・八重山・八農 八商工・八重山特・久米島

【臨時休業時の家庭における感染症対策等について】

臨時休業期間中は、幼児児童生徒の健康管理や感染症対策は主に家庭が行うことになります。

各学校においては、家庭において健康管理や感染症対策が適切に実施されるよう、実施方法等
について、周知をお願いいたします。

また、御家庭に対して、臨時休業期間中においても、「幼児児童生徒が感染者と診断された」、「発
熱等の風邪症状があり感染が疑われ保健所等に検査を指示された」、または、「濃厚接触者に特定され
た」場合は、すみやかに学校へ御連絡いただく旨、依頼しておくようお願いいたします。

また、各学校は、幼児児童生徒の健康状況等の把握に努め、必要に応じて適切な対応をお願い
します。

担 当 教育庁保健体育課健康体育班 大城めぐみ
電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
E-mail ooshrome@pref.okinawa.lg.jp